

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）等に寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

1. 総論

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>・ガイドライン全体を通し、制度や条文の意図について「逐条解説」のように、趣旨や背景にある考え方・当局スタンス等を、可能な限り、文中に反映いただきたい。</p> <p>・Q&A等で用語の定義、計算方法、取り扱いの範囲等について補足いただきたい。 （「賃上げ促進税制」における“よくあるご質問Q&A集”のようなもの）</p> <p>・申告後に対象となる所得金額や自己創出比率の誤りが発覚した場合の対応について補足いただきたい。（修正申告等で修正することは可能か、当初申告要件等過年度修正をする際の取り扱い、通算法人の遮断措置の適用等。）</p> <p>・申請しようとする担当者には手続きが複雑で、かつそれを指導する側の知財や財務関係者もしばらくは慣れない事態が生じると思われる。従って、これらを的確に指導できるエキスパートの全国配置、また細やかな情宣を期待する。</p> <p>・用語の使い方や説明の前提としている基本理解のレベル感が経理部門の担当者など、経理の専門家の視点で書かれているように見受けられる点が多々存在し、知的財産部門の担当者にとっては非常に理解が難しい。また、理解を助けるための具体例の説明もケーススタディ的な具体例に即したものでなく、文章の説明をそのまま図示するレベルに留まり、理解を助けるのに役立つものが少ないのが残念である。</p> <p>また、今回のイノベーション拠点税制の税控除を受けるためには、ガイドライン素案のP14-15やP24-25で説明されている「知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要がある費用」や、ガイドライン素案のP29-32で説明されている「研究開発費の額（分母）」、「適格研究開発費の額（分子）」を明らかにするために、予算管理（予算実績管理）のやり方のところから変えていく必要がある会社も多いのではないかと想像する。</p> <p>これらの課題を乗り越えて、今回のイノベーション拠点税制が企業に積極的に利用され、それを通じて日本企業の競争力が高まる結果につながるように、本ガイドラインを早急に完成いただくとともに、日本各地でガイドラインの説明会や質疑応答の場を数多く開催いただくと共に、各企業からの個別相談や質問に答えていただく体制の整備などもお願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>以下の点について、文言の修正・追記をお願いしたい。</p> <p>4 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関連者（1. 3.（15）」ではなく「関連者（1. 3.（13）」の誤記ではないか。 ・「外国法人との取引（ライセンス所得に限る。）」の記載は「外国法人との取引（譲渡所得に限る。）」の誤記ではないか。 ・対象となる所得から除外される取引（関連者及び外国法人）については、後述（P5（4）対象となる知的財産由来の所得）と同じ記述とした方が明確と考える。 <p>＜後述（P5（4）対象となる知的財産由来の所得）での記載＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス所得のうち、関連者から得られたものを除いたもの ・譲渡所得のうち、関連者又は外国法人に譲渡して得られたものを除いたもの <p>5 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17行「当たって」と、15ページの21行「あたって」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 <p>11 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20行「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」の法令番号を記載したほうがよい。 <p>15 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・31行「あたり」と、32行「当たり」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・「ライセンス取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、…」の部分につき、例えば「・ライセンス取引の契約に要した費用：保険費用（為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険の費用）、…」とする方が読み取りやすい。 ・「……適格ライセンス取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、……」とあるのを例えば「……適格ライセンス取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合（ライセンス所得よりも減算する費用の方が大きい場合）も、……」とする方がわかりやすい。 <p>・適格ライセンス取引における収益から減算する費用のうち「ノウハウ等にかかる費用」については、適格譲渡取引で記載する同費用の記載と揃えたほうがよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「減算する費用は、当該年度に発生した費用」であることをガイドラインで明示していただきたい。 <p>24 ページ</p> <p>「・譲渡取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、…」の部分につき、例えば「・譲渡取引の契約に要した費用：保険費用（為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険の費用）、…」とする方が読み取りやすい。</p> <p>25 ページ</p> <p>「……適格譲渡取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、……」とあるのを例えば「……適格譲渡取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合（譲渡所得よりも減算する費用の方が大きい場合）も、……」とする方がわかりやすい。</p> <p>30 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の計算期間はプロジェクトが継続した場合は取得日・完成日までと記載がある一方で、p30において、「対象知的財産の創出に要した期間（事業年度単位）」との記載があり、どちらか正しいか整合を取るべき。 <p>31 ページ</p> <p>「適格特許権等の借受け又は……その際には、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が、契約書において明確である場合は、その対価部分を適格研究開発費から除くことになります。もし、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が明確でない場合は、その取引によって発生する研究開発費の額を適格研究開発費の額の計算から除くことになります。」とあるが、「……対価が明確でない場合は、その取引によって発生する対価の全額を適格研究開発費の額の計算から除く……。」とする方が読み取り易いのではないかと。</p> <p>41 ページ</p> <p>「取引関連特許権等」の語が初出するが、その意味についてガイドラインの中で用語の説明がないので記載頂きたい。</p> <p>42 ページ</p> <p>「……プログラムの製作又は改良の完了を社内的に決定した日が令和6年4月1日以後であることを確認します。」との説明だと、完了した日を会社の裁量で自由に決められるように感じる。「……完了を社内的に決定した日をプログラムの製作又は改良の完了日と推定し、その完了日が令和6年4月1日以後であることを確認します。」などの記載の方がよいのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>

2. 各論

(1) 制度の概要

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	・グループ通算では、所得控除額の上限の計算にグループ全体の数値を使用するという点のみが差異という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
5	・通算法人ごとに税制適用/不適用を選択でき、自社以外の通算法人が税制適用せず対象所得を計算していない場合でも、所得控除の計算は可能という理解で良いか。 ・上場企業の場合、関連者を別表等で把握していないため、本税制適用にあたって法第59条の3第2項第1号の規定の関連者を把握する必要があり事務負担が大きい。例えば会計上の連結区分等で把握する等、現状の実務の中で判断できる基準を上場企業用に示していただきたい。	現行法令上、関連者の特許権譲渡等取引は本税制の対象から除くこととされていますので、本税制の適用を受けるためには法令に規定する関連者との取引について把握する必要があります。

(2) 対象知的財産

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	・制度利用の促進に向けて、将来的には、本税制の対象となる所得の拡大等を検討いただきたい。 例：対象知財の組み込まれた製品・サービスからの売上に係る所得（Embedded IP）への拡大等、令和6年度より前に特許取得した案件（例：令和初年度以降の特許取得した案件等） ・100%資本関係内の組織再編で対象知的財産を取得した場合には、合併法人の対象知的財産に含めていただきたい。（例えば、吸収合併の場合、100%資本関係の被合併法人が令和6年4月1日以降に取得または製作した適格特許権等）	ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
7	・ライセンス所得の場合、ライセンス期間中に特許権を有していればよいという理解でよいか。期中売却や分割などで期末に有していない場合も考えられることから、どの期間有している必要があるか示していただきたい。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、ガイドラインにもその旨追記いたします。
8	・ある特許権が「取引関連特許権等」に該当するか否かは、国ごと独立に考えてよいのか、対応する特許は全世界（各国）分まとめて1つの特許であると捉えるべきなのか、ガイドライン中で説明頂きたい。	告示案では譲渡やライセンス契約の対象とした特許権等を「取引関連特許権等」と定義しておりますので、ご理解のとおりとなります。ファミリーであったとしても契約に含まれていなければ定義の対象となりません。また、ファミリーが含まれていた場合、まとめて1つの特許であると捉えることはしません。
9	・共同で取得した著作物について、申告法人の従業員等が出願時点で発明者の1人として登録されている必要があるか。共同研究を行ったが、発明者として申告法人の従業員等を登録していない場合（他の企業や大学等の従業員等のみを登録している等）は対象とならないのか確認したい。	申告法人の従業員等が著作権者として登録されていることまでは求めませんが、申告法人に著作権が帰属されている必要があります。加えて、経済産業省の証明書の交付手続きにおいて、申告法人が本税制の対象となる知的財産に係る研究開発を実施しているか否かについて確認させていただくこととしております。
10	・AI関連プログラムについて、共同開発の場合は、第三者からの証明にあたってAI関連に該当する部分の開発を申告法人が行っているか否か示す必要があるか。必要がある場合は、どのような書類を想定されているか確認したい。	申告時にご提出いただく様式3において、自社以外に共同開発に参画される企業・大学等も明記いただくことを想定しております。 具体的には、様式3の「担当部署」および「取引関連特許権等との関連性」において、自社とそれ以外の企業・大学等の実施した研究開発内容の境界が分かるように明記いただく想定です。
11	・合併等の組織再編により研究開発部門を承継し、合併法人等で研究開発を継続して（研究開発費の計上あり）、合併法人等で特許権の登録やAI関連プログラムの製作完了をした場合は、当該合併法人等は本税制の適用を受けることができるか。適用できる場合、知的財産由来の所得を計算する際に収入から減算する費用は合併法人等での支出のみでよいか確認したい。（被合併法人等で発生した費用を含めることは実務上困難。）	左記のケースでは、申告法人が本税制の対象となる知的財産の取得及び製作しているため、本税制の適用を受けることは可能です。 また、知的財産由来の所得の計算の際に減算する費用は、合併法人等で支出したもののみとなります。

(3) 対象となる知的財産由来の所得

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
12	・「知財・無形資産を組み込んだ製品」への適用の継続検討 我が国の企業が、「知財・無形資産」を「成長の原動力」として捉え大きく成長すべく、2021年6月に「コーポレート・ガバナンスコード（以下、CGC）」が改訂され、知財・無形資産における取締役会での管理監督や開示義務について言及された。また、これを具現化すべく「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」において、企業が「知財・無形資産」を活用した企業の中長期的かつ持続的な成長を図るための具体的な考え方や施策が示された。これを受け、企業においては、知財・無形資産ガバナンスガイドラインを実践すべく、様々な検討が始まっている。 しかしながら、今回の税制措置は、特許権やAI分野のソフトウェアの特許権・著作権の権利譲渡やライセンス収入に止まり、イノベーションを加速させ、「成長の原動力」となる「知財・無形資産を組み込んだ製品」が対象外になっている。このままでは、折角の税制措置のイノベーション効果も小さなものとなってしまおうと懸念する。「知財・無形資産」を「成長の原動力」として捉えるべく、「知財・無形資産を組み込んだ製品」への適用の継続検討を期待する。 ・知財・無形資産ガバナンスガイドラインとの連動 一方で、このCGC改訂の大きなポイントは、単に知財部だけが検討・実践するのではなく、「取締役会」が「知財・無形資産」に対して問題意識を持つことにある。今回は、対象が特許権、AI分野ソフトウェアの権利譲渡・ライセンスに限られたこともあり、役員クラスこの税制に対する期待も低下していると思われる。したがって、本税制においても、単に財務部が意識するものにとどまらず、「取締役会」が会社経営の「成長の原動力」として捉えられるよう、例えば、知財・無形資産ガバナンスガイドラインと連動し情宣を行う等を行なってはどうか、また今後の制度改訂もこの点を意識して行なっていくことを期待する。 ・企業規模（ベンチャー企業や中小企業等）と種々の業種分野の配慮 本制度は、特許権やAI分野のソフトウェアの権利譲渡、ライセンスが対象であるが故に、起業間もないスタートアップやベンチャー企業は、設立後の特許出願であっても、設立当初は権利譲渡やライセンスをすることは考えにくく、その恩恵をほとんど受けることができないと考えられる。米国において、イノベーション創出を牽引し産業の発展の源となっているのは、これらベンチャー企業である。従って、今後、制度設計を検討する際には、ベンチャー企業が使いやすく、恩恵を受けやすい制度設計を期待したい。特に、今後、我が国の産業の成長を牽引していくであろう分野（例えばIT関連・バイオ医薬関連・航空宇宙関連団体の企業）に特化し、制度設計することも考えられる。	ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
13	・減算する費用として挙げられている「対象知的財産の関連費用：……」が、税控除の対象となる譲渡収入のみならず、当該知財の自己実施による収益にも寄与している場合についても、「合理的な計算」の例示を挙げていただきたい。	開発に当たっての貢献度に応じて収益及び費用を按分する場合、申告法人は按分された収益及び費用をもとに申告法人の対象知的財産の所得を計算することになります。
14	・パテントプール会社を介したバイラテラル契約の場合（パテントプール会社がお金の管理をしているだけで実際はサーとシーのバイラテラル契約となっている場合もある模様）についても、本制度適用の可能性を検討すべきと考える。	知的財産権の所有権を移転せず、パテントプール会社が単にライセンサーとライセンシーの契約手続等を代行しているのみである場合は本税制の対象となります。
15	・「一定の合理的な算出根拠」について、根拠が説明できることを前提として企業の選択が尊重されると考えてよいか。 また、例示には「平均的な作業時間」や「平均報酬」とあるが、毎期、平均値を計算する必要があるか。どの程度許容されるか明確にいただきたい。（大きな変化がない場合には同じ金額を使用して差し支えない等）	ご理解のとおりです。 ガイドライン案に記載の算出方法は、あくまで例示であり、知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要がある費用の計算は、特定の算出方法に限定されるものではありません。 例示の算出方法の許容の範囲ですが、個別のケースにより異なりますので一義的にお示しすることは差し控えていただきますが、可能なかぎり厳密に計算いただくことを推奨します。

16	<p>・「対象知的財産と当該ノウハウ等の関連性について説明」について、どの程度の説明が求められるのか、例示いただきたい。 また、NDAに照らし、詳細な交渉記録等は提出できず証票とならない可能性もあることを考慮する必要があると考える。</p>	<p>個々のケースにより、説明の程度は異なるため一概にお示しすることはできませんが、ガイドライン案に記載のあるとおり、「対象知的財産の使用にあたり、当該対象財産に関連するノウハウ等も併せて提供されないと当該対象知的財産の使用ができない又は本来の機能を発揮させることができない」ことをご説明いただく必要がございます。</p>
17	<p>・対象事業年度（令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度）の途中から税制を適用しようとした場合、税制適用しなかった事業年度で所得がマイナスであれば繰越するが、所得がプラスの場合は切り捨てるのか。 例えば、令和10年4月1日開始事業年度に初めて税制適用を行う場合、令和7年4月1日～令和10年3月31日までに発生した対象所得は、所得がマイナスの場合だけ繰越されるのか。例示に追加いただきたい。</p>	<p>本税制を初めて適用する対象事業年度以前の対象知的財産由来所得は、プラスであってもマイナスであっても、損益通算の対象にはなりません。 ガイドラインにもその旨追記いたします。</p>
18	<p>・ある企業が複数の特許権についてそれぞれ個別にライセンス契約を締結してライセンス料を得ている場合において、その全てについてイノベーション拠点税制を適用する必要はない（様式1での証明申請をする必要もない）、すなわち、経費を控除した後の所得がプラスになる特許権ないしライセンス契約についてのみ適用して問題ないのか、ガイドラインにて説明頂きたい。 イノベーション拠点税制を適用可能な取引関連特許権等の譲渡及びライセンスの全てについて適用しなければならないとすると、制度利用のハードルが高くなるので、適格の取引のうち任意に選択した取引由来の所得についてイノベーション拠点税制を適用できるとの運用にして頂きたい。</p>	<p>ガイドライン案III.2（4）及びIII.5（4）において、所得がマイナスになる取引がある場合も知的財産由来の所得に含める必要がある旨、記載させていただいているところであり、黒字取引のみ本税制を適用させることはできません。また、様式2でも赤字取引の知財を漏れなく申告しているかチェックしていただくことになっていきます。</p>
19	<p>・税制適用がない事業年度の繰越額について、申告書に記載し提出することが求められるか。もしくは、税制適用する事業年度までに繰越額が集計されていれば問題ないか。</p>	<p>本税制を適用する事業年度までに損失額が集計されていれば問題ございません。</p>
20	<p>・「（6）対象知的財産とそれ以外の知的財産を同時にライセンスする取引の場合」の「対象知的財産とそれ以外の知的財産を同時にライセンスする取引の場合」の考え方と合わせ、パテントプール会社等により発行された文書等により対象知的財産からの使用料に係る収益を特定できる場合には、対象外の知的財産が混在する取引においても適用可能である旨を明記いただきたい。</p>	<p>本税制の対象となる知的財産とそれ以外の知的財産が混在する契約についての基本的な考え方については、ガイドライン案のIII、（1）にてお示ししているところです。パテントプール会社等との取引に関して例外的な対応を行っているものではございませんので、現行の記載のとおりとさせていただきます。</p>
21	<p>・「アップデート」の範囲を明確にいただきたい。バグ修正を含むか等、範囲次第では影響度が異なるかと考える。</p>	<p>研究開発費として費用処理されるアップデートが対象範囲です。なお、バグ修正は本税制が適用可能なアップデートに含まれないものと考えます。</p>
22	<p>・令和6年3月31日までに製作されたソフトウェアにAI関連のプログラムの著作物が含まれており、そのAI関連のプログラムの全部または一部を令和6年4月1日以後に研究開発によりアップデートした場合は、本税制の対象になるか確認したい。また、複数のAI関連のプログラムがあり、アップデートするものとしなものがある場合は、令和6年4月1日以後にアップデートした部分だけが対象になるのか。</p>	<p>令和6年4月1日以後のアップデートにより新たに「AI関連プログラム」となった場合には「AI関連プログラム」に該当する部分の全てが対象となります。 他方で、令和6年3月31日以前にすでに「AI関連プログラム」であった場合、バグ修正等の単なるアップデートは対象となりませんが、研究開発費の額として費用計上されるなど機能の大幅な拡充等であれば、当該アップデート部分について本税制の対象とすることは可能です。その際、アップデートした部分の対価の額は、契約において明らかにする必要があります。</p>
23	<p>・契約書等により令和6年4月1日以後にアップデートしたAI関連のプログラム部分の対価が明示されていない場合（AI関連のプログラムとそれ以外のプログラムがある場合で全体の対価の額のみ取り決めている場合や複数のAI関連のプログラムがある場合で個々に対価を設定していない場合などを想定）は、本税制を適用できないか確認したい。</p>	<p>対価の額が明らかにされていない場合は、本税制の適用を受けることはできません。ただ、複数のAI関連プログラムがある場合でその全てが税制の対象であるときは、個々に対価を設定していなくても、AI関連プログラム全体の対価が明らかであれば税制の適用を受けることができます。</p>
24	<p>・事業譲渡の場合、譲渡契約書において譲渡対象となる特許権や著作権が明示されていれば本税制の対象となる理解でよいか確認したい。</p>	<p>申告法人が対象となる知的財産を有し、当該知的財産を事業とともに他社に譲渡した場合、譲渡契約書において譲渡対象となる知的財産（特許権やAI関連のプログラムの著作物）が明示されており、当該対象知的財産の対価の額が明示されていれば本税制の対象となります。</p>
25	<p>・ライセンスの対価が金銭以外のものとなる場合（例えば株式・新株予約権など）には、当該金銭以外のものが適格ライセンス所得となるが、そのような場合の対価算定は通常の会計と同様の基準で行えばよいか。</p>	<p>算定方法は、各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額の算定方法と同様です（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する）。</p>
26	<p>・電気通信業界のライセンス実務では、特許群（数百ファミリー）としての価値算定をするケースが多く、取得時期や個々の特許評価をしないケースが多数派ではないかと思料いたします。この場合、おおよその収益として均等割などを認めてくださるような事例の追加をご検討いただきたい。</p>	<p>現行法令上、本税制の対象となる知的財産とそれ以外の知的財産が混在する取引については、対象となる知的財産の対価の額を明らかにいただく必要があり、均等割り等の方法による所得計算は認められておりません。</p>
27	<p>・p.6-7で適格ライセンス取引は「AI関連プログラムの著作物の使用許諾」と定義されているところ、左記の記載等から、ソースコードだけでなくSaaSなど実行ファイル形式のソフトウェアの使用やサービスによる提供も含まれると思慮する。適格ライセンス取引についてどのような取引を想定しているのか具体例を拡充するとともに、例えばサービスの場合、サービスの利用許諾が「AI関連プログラムの著作物の使用許諾」になるのか、利用許諾中にプログラムの使用許諾を明文化する必要があるのか、使用許諾を別添する必要があるのか、など契約形態や所得の算出方法についても例示いただきたい。</p>	<p>SaaSも含まれていますが、利用許諾を結ぶに際して、許諾先がSaaSにAI関連のプログラムの著作物が使用されており、AI関連のプログラムの著作物の利用に係る対価の額を把握している必要があります。</p>
28	<p>・「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産の共同発明者への支払い費用」の部分につき、例えば「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産が第三者との共有のもので受け取ったライセンス所得の一部を共有者に分配する費用」などとするべき。</p>	<p>租税特別措置法施行令の規定に即して記載したのになりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
29	<p>・「AI関連のプログラムの著作物の維持管理等費用：」で挙げられている「AI関連のプログラムの著作物のメンテナンス費用（バグ対応等）」、「AI関連のプログラムの著作物を使用するための顧客へのQ&A対応費用」、「アップデート費用（AI関連ではない機能の追加、UI/UX改善等の研究開発を伴わない改良）」は、これらに要する人件費のみを指すのか、人件費以外も含めるのかを明確にしてもらいたい。 ここで、人件費以外も含む概念である場合は、どこまでの費用を含める必要があるかを明確にしてもらいたい。 また、これらの費用は、管理困難であったり、算出しづらい費用であるため、これらを「合理的な方法により計算」した例示を示してもらいたい。</p>	<p>ご質問いただいた費用項目については、いずれも人件費以外の費用も含めていただく必要がございます。どこまでの費用を含めるかについては、個々のケースによって異なりますため、一概にお示しすることはできませんが、例えば「AI関連のプログラムの著作物のメンテナンス費用（バグ対応等）」であれば、これに関連する全ての費用を計上いただく必要がございます。</p>

(4) 自己創出比率

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
31	<p>・「子会社等（税法上の「関連者」）から……独立企業間価格で行われたものと解されることとなります。」が唐突に説明されていて、その意図がわかりづらい。この部分の記載の前提として「法令上、研究開発費には外部委託した費用や研究開発において用いられた第三者（子会社等（税法上の「関連者」）を含む）から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲受けしたものの対価を含める」旨の説明が欲しい。</p> <p>・「また、研究開発に用いられる資産が、上記の有形資産のみならず、対象知的財産に直接関連する研究開発プロジェクトに活用される適格特許権等である場合も考えられます。この場合も、資産を供用した事業年度にその取得価額を計算に含めることとなります。」とあるが、理解が難しいので、もう少し分かりやすい説明が欲しい。</p> <p>・ガイドライン素案の P33 以降に自己創出比率計算の具体例が説明されているが、何れも典型的な（簡単な）ケースばかりであって、いちばん知りたいところである「（3）償却費・利子等についての所定の調整を行う」部分の計算の参考にならない。理解を容易にするために「償却費・利子等について所要の調整」を行う具体例を数多く挙げていただきたい。</p> <p>・「他の者から、適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けたりしたものを利用して対象知的財産を創出した場合には、……」との記載は、「他の者から、適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けたりしたものを利用して対象知的財産を創出する場合（例えば、その開発で使った試験装置や試験方法にライセンスを借受けたり、譲受けたりした適格特許権等が使われている場合）には、……」とする方が理解がし易い。</p> <p>・「適格特許権等の借受け又は……その際には、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が、契約書において明確である場合は、その対価部分を適格研究開発費から除くこととなります。もし、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が明確でない場合は、その取引によって発生する研究開発費の額を適格研究開発費の額の計算から除くこととなります。」とあるが、「……対価が明確でない場合は、その取引によって発生する対価の全額を適格研究開発費の額の計算から除く……。」とする方が読み取り易いのではないか。</p> <p>・今回のイノベーション拠点税制では、自己創出比率の計算がいちばんやこしいポイントであると考えます。 ガイドライン素案の P33 以降に自己創出比率計算の具体例が説明されているが、何れも 典型的な（簡単な）ケースばかりであって、わかりづらい部分を理解する助けにはならない。事例で明らかにしてもらいたいものとして、分子の「適格研究開発費」を計算するにあたり、分母の「研究開発費」から減ずる ①他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けの費用のいくつかのバリエーションの具体例（例えば、ライセンス料の支払い方法のバリエーション（一時金のみ、ランニングのみ、一時金とランニングの組合せ）毎の具体例） ②アウトソーシングした場合の費用のいくつかのバリエーションの具体例を出来るだけ多く挙げてもらいたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
32	<p>・研究開発プロジェクトが継続する場合、特許権の取得日やAI関連プログラムの完成日の前後で日割りによって研究開発費を区分管理することが困難なケースでは、月割りや年度単位等ほどの程度許容されるか確認したい。</p>	<p>研究開発費の額は、特許権の出願日等やAI関連のプログラムの著作物の製作が完了した日までに発生した費用となります。その上で、研究開発費の計算は個々のケースにより異なるため一概にお示しすることはできませんので、申告法人が対象知的財産の創出に直接関連する費用であることを説明できるような形で合理的に算定していただければと思います。</p>
33	<p>・研究開発によるアップデートの場合（3（ローマ数字）.4.（3）、3（ローマ数字）.7.（3））の計算期間はどのようになるか。最初の研究開発期間を含むのか、直前の完成日後の期間となるか確認したい。</p>	<p>アップデートに要した研究開発が行われた期間が研究開発費の額の計算期間となります。</p>
34	<p>・海外子会社へのアウトソーシングが除外される理由を明示いただきたい。</p>	<p>本制度は、国外の関連者へのアウトソーシングは適格研究開発費として認められないというOECDのBEPS Action5の最終報告書を踏まえた制度設計としております。 なお、国外の第三者に対するアウトソーシングが認められる理由については、ガイドラインに記載のとおりとなります。</p>
35	<p>・移転価格税制の対象ではない国内取引について、ローカルファイルに類する書類とは具体的にどのような内容の書類を想定しているか明示いただきたい。</p>	<p>ローカルファイルに類する書類とは、関連者との間で行った特許権譲受等取引について、移転価格税制上のローカルファイルに準じて作成される書類をいいますので、国税庁が示す「移転価格ガイドライン」を参照ください。</p>
☆ 36	<p>・「なお、……試験用途の検査機器等、研究開発に用いられる償却資産全てが計算上排除されているわけではありません。本税制において、こうした研究開発用の資産は、資産を取得し供用し始めた事業年度に、当該資産の取得価額を一括して計上することになっております。」と説明されている。 ここで、検査機器等は別の開発にも共用している場合が多いと考えられるが、その場合は、「合理的に按分」するのであれば、その旨の説明も加えていただきたい。 また、検査機器等の資産を供用し始めた事業年度にその検査機器の償却が既に終わっている場合は、もはや研究開発費の額から除く必要がないという理解でよいかについての説明も加えていただきたい。</p>	<p>本税制の対象となる知的財産に係る研究開発以外の用途で使用する検査機器等の資産については、ご指摘のとおり、費用の按分をしていただく必要があります。按分に係る計算方法については、今後公布される租税特別措置法施行規則にて規定される予定であり、施行規則公布後に、必要に応じて、修正・追記等検討してまいります。</p>
☆ 37	<p>・「中央研究所を子会社等として有しており、その中央研究所に研究開発を委託する場合には、自己創出比率の計算上、実質的に「国内で自ら」行った場合と同等であると考えられるため、この委託研究開発費は適格研究開発費の額に含めることとなります。 なお、その場合であっても、全ての研究開発活動が子会社等でされている場合や、特許出願を国内子会社等で行い、子会社等の名義で登録された特許権を譲り受けた場合は、対象知的財産としての要件である「国内で自ら」開発されたことにならないため、本税制の適用を受けることができないことに留意が必要です。」との説明に違和感がある。</p>	<p>経済産業省告示において、本税制の適用を受けるためには、取引の対象となる知的財産を取得するために要した研究開発活動の全部又は一部を実施している必要がある旨の規定があります。全て委託している場合は、この規定に合致しないため、本税制の適用対象にはなりません。</p>

(5) 経産省による証明書の交付手続きについて

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
39	<p>・「様式2のプログラム名、プログラムを製作した日、プログラムの概要、プログラムの用途、AI技術をどのように活用しているのか、」の「AI技術をどのように活用しているのか」だと、具体的にどのような内容を記載することが求められているのかイメージできない。 これが、「製作したAI関連ソフトウェア自体が、どのようなAI技術を使って作られたのか」という意味であるのならそのように記載する方が理解し易い。</p>	<p>ご指摘いただいた点につきまして、ガイドライン案にて記載例（モデルケース：電気関係）を掲載しておりますのでご確認ください。</p>
40	<p>・不適用事業年度に証明書の申請手続きを行わなかった場合、次年度以降、不適用事業年度のマイナスの額を差し引いた上で、対象取引の所得がプラスの額となったとしても適用が受けられないのか確認したい。 また、過年度に遡って申請を行う方法等があれば、示していただきたい。</p>	<p>不適用事業年度であっても証明書の申請手続きは各対象事業年度ごとに行っていただくことが原則です。ただし、当該不適用事業年度に申請を行わなかったことをもって対象取引が本税制の適用を受けられなくなることはございません。 仮にそのような事態が発生した場合は、ガイドライン案の末尾にある問合せ窓口にてご相談ください。</p>
41	<p>・ガイドラインP41の第12～14行では、「AI関連であるか否かの判定は、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、事前に専門的知見を有する第三者（一般社団法人ソフトウェア協会）からAI関連のプログラムの著作物に係る証明を受けることになります。」と記載され、一般社団法人ソフトウェア協会のみがこの証明を行うように読める。これは、当面は一般社団法人ソフトウェア協会のみが証明を行うが、将来的には他の機関等が証明を行うこともあり得る、と理解すればよいか。Q & A集等作成されるようであれば、この点について説明頂きたい。</p>	<p>現時点においては、一般社団法人ソフトウェア協会以外の機関が証明を行うことは想定しておりません。</p>
42	<p>・様式2で、「様式2に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。」に該当せずこのチェックボックスにチェックできない場合の、証明に関する取扱いについて、ガイドライン中で説明頂きたい。証明書の発行可否自体には影響がないのであれば、その点を明記頂きたい。</p>	<p>法令上、所得の金額が零に満たない取引がある場合は、対象となる知的財産由来の所得を算出する際にそれらの損失も合算に含める必要がありますので、様式にてそれらが確認できない場合は、証明書を発行することはできません。 チェックボックスにチェックがついていない場合は、個別に経済産業省から事実関係の確認や申請書の修正について依頼させていただくことがあります。</p>
43	<p>・方式要件を満たす申請書（様式1～3）を提出したにも関わらず経済産業大臣の証明が発行されない場合にはどのような場合があるのか、そのような判断がされた場合に、申請者が異議を申し立てて経済産業大臣の判断を覆すための手続があるのか、あるとしたらその概要、についての説明をガイドラインに追記頂きたい。</p>	<p>申請書の内容が本税制の要件に合致したものであれば、基本的に経済産業大臣の証明が発行されるものと考えます。なお、本手続きに限らず、行政手続きに対する不服審査については、行政不服審査法に基づく行政不服審査制度がございますのでそちらを通じて審査請求を行っていただくものと考えますので原案のとおりとさせていただきます。</p>
44	<p>・提出された様式1～3の内容について公表され、また閲覧に供される場合があるのか、あるとしたらどのような場合かについての説明をガイドラインに追記頂きたい。その如何によっては、各様式に記載できない情報も出てくる。</p>	<p>申告法人から提出された様式について、経済産業省が対外的に公表することは想定しておりませんが、税制の適用にあたっては、証明書の写しを税務申告書に添付いただく必要があります。証明書には様式1～3が別紙として添付されますので、税務当局には情報が共有されることとなります。</p>